

消費生活相談

不審に
思ったら
すぐ相談を



引っ越しトラブルに
注意しましょう！

「1カ月前、引っ越しを業者に頼んだが、家具にキズがついた。輸入品で修理が難しく、弁償してほしい」との相談が寄せられました。

春は進学・就職・転勤など一年中で引っ越しが最も多い時期で、トラブルも多く発生しています。引っ越し業者は、国土交通省が定めた「標準引越運送約款」に基づき各社それぞれルールを決めています。事例のように、家具などが破損した場合、一般的には荷物の引き渡しがあった日から3カ月以内であれば、事業者

に損害賠償を求めることができます。補償は修理が原則ですが、修理ができないときは時価相当額が賠償されます。取り扱いに特別の注意が必要なものを依頼する場合、その旨を事前に伝える必要があります。

事例の場合、事業者に入家具であることを伝えていたため、事業者が補償に当たることになりました。

賠償額は購入価格や使用年数、耐久年数を考慮して算出されるのが一般的です。年々値上がりするようなブランド限定品や形見の品などであっても、減価償却を踏まえた賠償額となることが多く、注意が必要です。壊れやすいもの、変形しやすいもの、貴重品などは自分で運ぶか、事業者とよく相談しましょう。

引っ越しのトラブルでお困りの場合も、消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター

☎24局0077